

博多区



福岡県議会議員(福岡市博多区)

つづみ

堤 かなめ

県議会
報 告

2018年 秋号

昨年7月の九州北部豪雨、本年7月の西日本を中心とする豪雨、台風21号、さらには「北海道胆振東部(いぶりとうぶ)地震」、台風24号により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。



質問当日、控室にて原稿の最終チェック

博多区の皆さん、こんにちは！

ようやく厳しい夏が終わりました。命に危険を及ぼすような暑さ、そして豪雨・台風・地震…この夏は、身体の疲れだけでなく心が痛みました。また、このような異常気象が「異常」でなくなってしまうのではないか、そう感じておられる方も多いのではないでしょうか。

根本的に解決するには地球温暖化対策を進めるしかない…今回はそういう思いで質問に立たせていただきました。質問を真摯に受け止めてくださった行政の方々、そして日頃から活動を支えてくださっている皆さんに改めて感謝申し上げます。

2018年 秋

福岡県議会議員 堤 かなめ

9月議会でも一般質問しました！

地球温暖化の現状認識について

この夏、日本そして北半球の多くを猛暑や豪雨が襲いました。世界気象機関(WMO)は、7月24日、スイス・ジュネーブの国連欧州本部で記者会見し、世界各地で記録的な猛暑が広がっていると発表しました。また、同機関は、先の7月の西日本を中心とした豪雨災害も含め、一連の異常気象は「温暖化ガスの増加による長期的な地球温暖化の傾向と関係している」と分析しています。^{※1}

地球温暖化は、人類全体にとって大きな脅威であり、地球規模で取り組むべき問題であります。従来の水質汚濁、大気汚染などの環境

問題は、いずれも工場などの特定の汚染源があり、その周囲の河川、大気などが汚染されるというものでした。このため、原因の特定もある程度容易で、法律による規制などの対策も取りやすいといった特徴がありました。

しかし、地球温暖化問題は、特定の個別の原因がある訳ではなく、いわば人間の活動の活発化が原因といえるものです。さらにその影響がある特定の地域ではなく、地球規模であるがゆえに対策が非常に難しい問題といえます。

とはいっても、気温上昇が加速化している中、今、解決へ大きな一步を踏み出さなければ、

地球は後戻りできない大きな変化に見舞われることになりかねない状況にあると言われています。

Q.本県の地球温暖化の現状およびその県民生活への影響についてどのような認識をおもなのかお聞かせください。

【知事の答弁】

福岡管区気象台の発表では、県の年平均気温は100年で約2.54度上昇し、最高気温が30度以上の真夏日は10年で約1.4日増加している。

また、降水量100ミリ以上の日数も増加傾向にあり、温暖化が進んでいるものと思われる。

こうした気候の変化に伴って、夏季の気温上昇による熱中症患者の増加、米や果樹など農作物の品質低下、さらには集中豪雨による水害や土砂災害の頻発など、県民生活の様々な面で、その影響が生じていると認識している。

温室効果ガスの排出の抑制について

本県は、2006年3月に、「福岡県地球温暖化対策推進計画」を策定し、昨年3月には、県民・事業者・行政などの各主体がさらに積極的に地球温暖化対策に取り組むための指針となる「実行計画」を新たに策定しました。

同実行計画においては、地球温暖化対策について、地球の温度上昇を抑制する「緩和策」と、実際の気候変更に適応する「適応策」の両面から考える必要があるとしており、「緩和策」は、さらに、二酸化炭素など温室効果ガスの「排出削減」と「吸収源対策」の2つに大別されています。

本県における温室効果ガスの排出量は、県が直近にまとめた実績では、2013年度から2015年度までの2年間で7%削減されており、着実に削減が進んでいる状況にはあります。しかしながら、この計画では、2030年度において2013年度比で26%削減することを目指しており、県として今後さらに削減に向けた取組をすすめていく必要があります。

Q.本県における温室効果ガス排出量削減の目標達成のため、どのような取組を行うのかお聞かせください。

【知事の答弁】

県の地球温暖化対策実行計画の目標を達成するためには、産業部門に比べ二酸化炭素排出量の削減が進んでいない、家庭及びオフィスなどの事業所における取組みを、一層推進することが重要であると考えている。

このため、昨年度から、省エネ・節電に取り組む家庭を支援する「エコファミリー応援事業」を大幅に拡充し、家庭での自主的な取組みを促しているところである。

また、事業所に対しては、省エネ相談や省エネ講座の開催に加えて、今年度から新たに、企業のトップに直接、省エネを呼びかける経営フォーラムを実施し、県内事業所における省エネの取組みを支援しているところである。

さらに、これらの施策の推進にあたっては、全庁横断的な連絡調整会議を活用し、毎年度、進捗状況を点検・評価しながら、本県の地球温暖化対策にしっかりと取り組んでいく。

「まちの緑の創造」について^{※2}

同実行計画では、吸収源対策として、①森林の適正管理、②まちの緑の創造、③二酸化炭素固定化のための県産材の長期的利用、④農地土壤炭素吸収源対策の4つ柱を掲げています。これら4つのいずれも重要な対策ですが、そのうち「まちの緑の創造」について質問します。

国が2016年に策定した「地球温暖化対策計画」では、2030年度において、都市緑化等によって年間910万トンの二酸化炭素の吸収量を確保することを目指すとしています。

加えて、緑地は、直射日光の遮断や蒸発散作用等により気温の上昇を抑える機能を有しているため、都市部の気温を低減させる役割も有しており、ヒートアイランド現象の緩和という点からも重要と考えます。

しかしながら、近年では、「まちの緑の創造」どころか、都市部の緑がどんどん少なくなっているように感じます。かつては、子どもたちが鬼ごっこや草野球で遊んでいた「原っぱ」があちこちに点在していましたし、こんもりと

した緑に囲まれた一戸建ての家々も少なくありませんでした。ところが、今では、空き地が次々にアスファルトで固められた駐車場となったり、草取りや落ち葉掃除が大変といった理由などから庭木の緑を維持する家庭が減つてきているように思います。

県では、「県有施設の緑化」や「都市公園の整備」などを通じて緑の創造に取り組んでおられます、公有地だけでなく、民有地の緑化も非常に重要と考えます。

Q.都市部における民有地の緑化の促進について、県として、どのように取り組んでいくのか知事にお聞きします。

【知事の答弁】

都市部の緑化を促進するため、土地所有者間の合意により緑化に関する取り決めを行う緑地協定や、市町村などが、土地所有者と契約して緑地や緑化施設を設置・管理する市民緑地などの制度がある。

県では、これまで、市町村に対し、緑化に関する会議や研修を通じて、これらの制度の周知を行っており、現在、県内において、緑地協定が9市町94件締結され、市民緑地が1市2箇所設置されている。

今後も、民有地の緑化の促進に向け、さらに多くの地域で、これらの制度を活用していただけるよう、市町村に働きかけていく。

※2 「戸建住宅の植栽モデルプランを用いた庭木のCO₂削減効果の評価」日緑工誌34(1), 121-126, (2008)



「農地土壤炭素吸収源対策」について

実行計画には、堆肥などの有機物を投入した土づくりを推進することにより、農地土壤による炭素の貯留を促進することが掲げられます。

これは、大気中の二酸化炭素を吸収した植物を、緑肥あるいは堆肥として土壤にすき込むことで、一旦、二酸化炭素を炭素の形で土の中に貯留し、その後、堆肥が土壤の微生物により分解されることで、二酸化炭素がゆっくり大気中に放出されるというものです。

今月12日の新聞には、農林水産省が、緑肥の作付けや堆肥の施用などに取り組む農家らを対象とした「環境保全型農業直接支払制度」の中間評価をとりまとめた、との記事が掲載されていました。この制度は、化学肥料や化学合成農薬の施用を5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止などの営農活動に対して支援するものです。同省は、有機栽培や緑肥のすき込みにより、この制度に基づく取組だけでも、大気中の温室効果ガスの排出量を年間15万トン削減できると試算しています。

Q.堆肥などの有機物の施用は、二酸化炭素の吸収源として有効な取組だと思いますが、農地への堆肥の施用を、現地でどのようにすすめているのか、また、環境保全型農業直接支払制度の本県の活用状況についても、あわせてお答えください。

【知事の答弁】

堆肥の施用は、農地土壤へ炭素を貯えることにより、二酸化炭素の排出抑制に寄与する。

また、土が軟らかくなり、作物の根の張りがよくなるとともに、肥料の効きが長く緩やかになる効果もあることから、作物の安定生産につながる。

のことから、施用にあたっては、普及指導センターが作物毎に施用基準を設定し、生産者に対して、栽培講習会などを通じて適切な施用を図っている。

環境保全型農業直接支払制度は、化学肥料及び化学合成農薬を5割以上減らすとともに、地球温暖化防止につながる堆肥を施用するなど

の取組みに対して、助成するものである。

県では、これまで、市町村や生産者に対して説明会を開催し、制度の活用を働きかけてきたところである。その結果、地球温暖化防

止につながる取組面積は、平成24年度の595ヘクタールから、29年度には、約7割増の998ヘクタールに拡大している。

小・中学校の正職員が順調に増えています！

88.6%に改善－小・中学校正職員比率(平成30年4月現在)

本県における公立小中学校の正規教員の割合は平成29年4月現在86.4%で、全国ワースト2位となっており、学級運営や授業に支障が出ているばかりでなく、児童・生徒の学力の向上にも大きな阻害要因となっています。

平成28年度6月 議会の我が会派の代表質問以降のさまざまな取り組みや折衝によって、正規職員比率を平成35年度までに96.4%まで改善することを県教委に明らかにさせることができまし

た。今回、平成30年4月時点での正職員化比率が公表され、その結果、下記の正職員化計画を0.2%上回り88.6%に改善されたことがわかりました。

小・中学校	H29	H30	H31	H32	H33
教員総数(A)	13,751	13,884	14,007	14,131	14,255
正規教員(B)	11,875	12,277	12,593	12,945 (13,229)	13,285 (13,564)
うち新規採用	720	940	950	950	950
うち再任用	328	502	603	699(535)	759(602)
正規教員の割合(B)/(A)	86.4%	88.4%	89.9%	91.6% (93.6%)	93.2% (95.2%)



大田京子議員(福岡市南区選出)と子育て支援について政策立案中

堤かなめ プロフィール

太宰府小、牛頸小、大野南小、大野中卒 旧姓:吉田 要
筑紫丘高校卒(31回生・女子バスケット部主将)
九州大学卒(英文科)
1983 KDD国際電信電話(株)勤務
1993 九州大学大学院卒(社会学)
1993 九州国際大学 講師
1995 カロリンスカ研究所 客員研究員(スウェーデン)
1997 NPO法人アジア女性センター設立(女性と子どもの支援)
2000 NPO法人福岡ジェンダー研究所設立(男女共同参画の推進)
2001 九州国際大学 教授
2002 サリー・ローハンプトン大学 客員教授(イギリス)
2005 九州女子大学 教授
2010 参議院議員選挙(福岡選挙区)176,149票獲得
2011 福岡県議会議員選挙(福岡市博多区選挙区)初当選
2015 福岡県議会議員選挙(福岡市博多区選挙区)2期目当選

かなめのひとこと

今議会の代表質問者は、大田京子県議(福岡市南区選出)でした。西日本豪雨災害への対応、学校における働き方改革など多岐にわたる内容でしたが、その中で、視覚と聴覚に障がいのある子どもたちが、幼児期に専門的な教育を受けることが大切であるにもかかわらず受け皿が足りていないということを知りました。このことも含め、今後も大田県議や同僚・先輩県議と協力して、受け皿を増やしたいと思います。

現在の主な役職は次のとおりです。

- 県議会:県民生活商工委員会委員長
 - 民進党・県政クラブ県議団:政策審議会会長
 - 福岡県信用保証協会理事
 - 福岡県青少年問題協議会委員
 - 福岡県環境審議会委員
 - 筑紫丘高校同窓会理事
 - 筑紫丘高校女子同窓会「丘女会」副会長
- いずれも精一杯務めさせていただきます！

堤かなめ事務所

TEL:092-409-0077 FAX:092-409-0088

民進党・県政クラブ

〒812-8574 福岡市博多区東公園7-7県議会内
TEL:092-643-3804 FAX:092-622-6203